

## 社会福祉費法人鶏声会 役員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人鶏声会の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用に関し、必要な事項を定める。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）等の経費をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等には、役職及び勤務形態に応じて次の通り支給する。

- 2 評議員については、評議員会への出席について報酬を支給する
- 3 理事長については、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、行政庁監査又は研修会（以下「会議等」という。）への出席について無報酬とし、それ以外の日々の理事長専決事項に係る職務遂行について、報酬を支給する。
- 4 理事に対して、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、行政庁監査又は研修会（以下「会議等」という。）への出席について、無報酬とする。
- 5 監事に対して、評議員会、理事会への出席については、無報酬とし、監事監査に係る職務執行及び行政庁監査への出席について、別紙の通り報酬を支給する。

### (報酬の額の決定)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

- 2 理事長の報酬の額は、別表第1に定めるとおりとする。
- 3 全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
- 4 監事の報酬の額は、別表第1に定めるとおりとする。

### (報酬の支給日)

第5条 評議員の報酬は、年間報酬を次年度定時評議員会において支払うものとする。

- 2 理事長の報酬については、定時評議員会開催日の属する月の25日迄に支払うものとする。
- 3 監事の報酬については、職務執行の属する月の翌月25日（ただし、当該日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その前日）、支払うものとする。

#### **（報酬の支給方法）**

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

- 2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

#### **（費用）**

第7条 役員等に対しては、費用を弁償することができる。

- 2 費用の弁償については、社会福祉法人鶏声会旅費規程の定めを準用して支給する。

#### **（公表）**

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

#### **（改廃）**

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

#### **（補則）**

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

#### **附 則**

この規程は令和8年6月20日(評議員会の議決日)から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表第1 役員等の報酬の額（第4条第2、4項関係）

| 役職名 | 報 酬 の 額                                                       | 支払時期             |
|-----|---------------------------------------------------------------|------------------|
| 理事長 | 年額（税込） <span style="float:right">2,400,000 円</span>           | 定時評議員会開催月 2 5 日迄 |
| 評議員 | 1 回出席につき 1 人(税抜) <span style="float:right">5,000 円</span>     | 定時評議員会           |
| 監 事 | 監査の都度：1 人一律(税抜) <span style="float:right">20,000 円</span>     | 翌月 2 5 日迄        |
|     | 行政庁監査への出席：1 人一律(税抜) <span style="float:right">10,000 円</span> | 翌月 2 5 日迄        |